

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
総務部	情報企画 課	R -4	指摘事 項	グループウェアシステム等企業会計負担金の算定に 当たり、覚書に定める計算方法と異なる方法で算定して いる事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、覚書の負担金算定方法を誤って解釈してい たことにより、負担金の単価を求める際の端数処理等 を誤り、請求金額に差異が生じたものである。 覚書に定める算定方法について、覚書を締結した相 手方と内容を確認し、不足分の納入を5月29日に通知 した。また、端数処理の正しい方法について、課内の 関係職員に周知した。 今後は、決裁時の添付資料に単価の計算方法を明 記し、複数で計算方法が覚書と整合しているか確認す るとともに、今後において覚書を作成する場合は、具体 の計算式を記載するなど、再発防止に努める。
総務部	危機管理 防災課	R -4	指摘事 項	令和3年度盛岡市避難場所標識整備業務委託におい て、承諾を得ていない者に業務の一部である標識の作 成業務を請け負わせている事例が見られたので、適正 な事務の執行を求める。	措置済	原因は、職員の第三者への委任に係る契約約定の 認識不足によるものである。 課員に対して、改めて約定の確認を行うとともに、適 正な手続きを行うよう周知した。 今後は、適正な事務の執行となるよう、約定を適宜確 認し、手続きを行うこととし、再発防止に努める。
総務部	職員課	R -4	指摘事 項	職員の預かり住民税の支出に当たり、支出先を誤った ことにより本来の支出先への納付が遅延し、督促手数料 を支払っている事例が見られたので、適正な事務の執 行を求める。	措置済	原因は、各自治体から届く住民税特別徴収額通知 データと給与支払システムとの突合の際に誤って登録 したことにより、本来、納付すべき市への納付が遅れ、 督促手数料の発生に至ったものである。 預り住民税を誤って納付した市から還付を受け、令 和4年8月20日に正しい納付先へ納付済みである。 今後は、各市町村から届く住民税特別徴収額通知 データの内容と、給与支払システムに入力したデータと の照合を徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
総務部	管財課	R -4	指摘事 項	全額前金払いをした本庁舎等自家用電気工作物保安業務委託において、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、委託業務完了後に完了検査が必要であることの認識が不足していたことによるものである。 当該業務については、実地監査時の指摘を受け、令和4年11月21日に完了検査を行い、適正に委託業務が行われたことを確認した。 今後は、各業務の完了時に確実に検査を行うことを改めて確認し、多くの委託業務が完了する年度末において、漏れがないか一斉点検を行うこととし、再発防止に努める。
環境部	環境企画 課	R -4	指摘事 項	令和3年度自然公園保護管理業務委託において、業務要領で業務実施の際に管理員に着用することを義務付けている腕章及び証明書を交付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、自然公園保護管理員設置要領の内容の確認不足によるものである。 令和4年度の同業務委託については、定期監査時点で業務が終了していたことから、令和5年度同業務委託契約締結後、腕章及び証明書を令和5年4月26日及び令和5年4月28日に各自然公園保護管理員に交付した。 また、腕章及び証明書の交付状況については、自然公園保護管理員腕章・身分証明書管理簿を作成し、適正に交付・返却が行われているか管理することとした。 今後は、上記管理簿により交付漏れ、返却漏れがないか確認するとともに、内容の見落としがないよう複数名(正担当及び副担当)で、契約書及び設置要領を確認することとし、再発防止に努める。
環境部	廃棄物対 策課	R -4	指摘事 項	盛岡市玉山廃棄物処分場残余容量測量及び埋立実施設計業務委託において、身分証明書の返却が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、身分証明書の管理体制が不十分だったことによるものである。 令和5年4月から業務委託に係る台帳を作成し、その中で身分証明書も含めた各種届出状況を管理することとした。 今後は、課内で台帳を共有するとともに、身分証明書等の各種届出状況の管理を徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
環境部	資源循環 推進課	R -4	指摘事 項	盛岡市ごみ集積場所等整備事業補助金の交付に当たり、補助金交付要綱の規定とは異なる提出書類により補助金の完了の報告を行わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、補助金交付申請者が交付対象物品を購入した際、要綱で定める必要書類が発行されなかったことがあったことから、代替として規定とは異なる書類の提出を認めていたことによるものである。 要綱に規定する必要書類について、その目的から逸脱しない範囲で要綱改正を行い、令和5年4月1日から施行している。 今後は、要綱に従い、適正な事務の執行を徹底し、再発防止に努める。
環境部	クリーンセ ンター	R -4	指摘事 項	消防用設備及び防火設備保守点検業務委託において、紙媒体で作成する防火設備点検結果報告書が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、委託仕様書に記載されている提出書類の確認不足によるものである。 以前の仕様書では曖昧であった点検結果報告書の提出媒体について、紙と電子両方提出するよう仕様書に明記した。 今後は、提出書類のチェック表を用い、正、副の担当でチェックすることで再発防止に努める。
商工労働 部	経済企画 課	R -4	指摘事 項	地域経済循環型キャッシュレス等推進支援事業補助金の減額変更に当たり、変更決定時に補助金の返還命令が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、盛岡市補助金交付規則の認識不足によるものである。 当該指摘事項が生じた原因、及び関連する盛岡市補助金交付規則の条項について、課員全員参加による研修の実施により確認し、前金払いを伴う補助金の変更時における適正な返還期限と公金の適正な管理について、課員の認識を共有した。 今後、補助金の交付決定額に変更が生じる際は、前金払済の補助金額に過多がないか確認するとともに、過多が生じる場合は、適正な期間を定めて返還を命ずることを徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員 会事務局	総務課	R -4	指摘事 項	令和3年度盛岡市立小中学校等消防用設備保守点検 業務委託(区分1)その1ほか4契約において、次の事例 が見られたので、適正な事務の執行を求める。  (1) 業務完了前に完了検査が行われているもの (2) 消防署の收受印が押された点検結果報告書の写し が教育 委員会に提出されていないもの。前回の定期監 査においても同様の事例が見られ指摘したものである。 (3) 仕様書で指定した期間内に機器点検が行われてい ないもの (4) 是正計画報告書が教育委員会に提出されていない もの	措置済	原因は、仕様書の確認不足によるものである。 (1) 完了検査については、令和4年度契約分から、適 切な日(令和5年3月31日)に完了検査を実施した。 (2) 消防署の收受印が押された報告書の写しについ ては、受注者から令和5年1月10日に提出を受けた。 (3) 機器点検については、令和4年度は、仕様書で指 定した期間内に実施されたことを確認した。 (4) 是正計画報告書については、受注者から令和5年 1月10日に提出を受けた。 今後は、担当者を受注者の間で、適切な点検時期及 び書類提出となるよう、仕様書(提出書類、点検期間 等)の相互確認を徹底する。特に点検結果報告の際 は、提出書類のチェックリストを受注者に提出させ、こ れを同様のリストを用いて、提出書類の有無を複数の 職員でチェックし、検収時に業者チェック用と当課職員 チェック用の2枚を添付することにより、再発防止に努 める。
教育委員 会事務局	総務課	R -4	指摘事 項	学童保育クラブによる小学校利用に伴う水道料金の請 求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見ら れたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、算定に使用したエクセルファイルの計算式 の誤りによるものである。 精査の結果、令和元年10月分から令和4年11月分の 請求額に誤りがあり、総額1,390円の不足が生じてい ることが判明した。相手方へ顛末を説明し、令和5年3月 2日に納付を確認した。 今後は、積算内容が明示された資料をもとに、請求 の際に複数の職員でチェックすることにより、再発防止 に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会事務局	歴史文化課	R -4	指摘事項	盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会活動事業補助金の交付に当たり、補助金交付決定前に実施した事業に係る経費を補助金の対象経費として支出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、交付申請書の提出時期と補助対象期間の認識不足によるものである。 適切な補助事務手続について、課内で確認を行った。 今後は、複数でチェックをする体制によるほか、補助金交付事務マニュアルを作成し、再発防止に努める。
教育機関	上田公民館	R -4	指摘事項	行政財産使用許可に伴う電気料金、水道料金及びガス料金の徴収に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られた。前回の定期監査においても電気料金の算定に誤りがある事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、エクセルの計算シートに検針データを入力する際に、小数点以下の端数を切捨てて入力すべきものを誤って小数点第二位まで入力してしまったこと、及び内容のチェックが不十分であったことによるものである。 算定の誤りにより生じた過徴収額については、令和5年4月26日に相手方に還付を行った。 今後は、入力誤りが生じないよう、計算シートの関数を、小数点以下の端数が切捨てとなるように変更、該当セルにコメントを付するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
教育機関	西部公民館	R -4	指摘事項	盛岡市西部公民館自家用電気工作物保安全管理業務委託において、業務完了届を受理せずに完了検査を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、約定の認識不足及び前払いのため業務完了届提出の確認を失念したことによるものである。 各委託契約の事務処理事項チェックシートの作成及び委託契約の事務処理について再確認する課内研修を実施した。 今後は、事務処理事項チェックシートにより確認を行い、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育機関	見前地区 公民館	R -4	指摘事 項	公民館使用料の徴収に当たり、誤って多く徴収した使用料について、納税課に還付の依頼を行わず、次回使用時の使用料の一部としていた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、暖房料金の徴収に関する通知及び過誤納金還付手続きの認識不足によるものである。 今回の指摘を受け、盛岡市公民館の冷暖房料金の徴収期間にかかる通知内容、収入の調定及び過誤納金の戻出(還付)に係る館内研修を行った。 今後は、公民館使用料を徴収する際は、使用料の算定に係る調書を作成し、内容を出納員が確認するとともに、事後調定の決裁に添付し再度確認する。併せて、還付が発生した場合には正規の事務手続を徹底することで再発防止に努める。
教育機関	玉山学校 給食セン ター	R -4	指摘事 項	令和3年度消防用設備保守点検業務委託において、業務完了前に完了届が提出され、完了検査が行われている事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られたので指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は前回指摘事項の確認不足及び業務委託契約約定等の認識不足によるものである。 令和4年度分は正しい完了届が提出されている。また、業務委託契約について令和5年2月3日に所長が講師を務め所内研修を行った。 今後は、業務委託契約毎に、仕様書、約定を確認するとともに、法令に基づいた手続きを行うことを徹底し、再発防止に努める。
教育機関	玉山学校 給食セン ター	R -4	指摘事 項	令和3年度浄化槽施設維持管理業務委託において、承諾を得ていないものに業務の一部を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は業務委託契約約定等の認識不足によるものである。 令和4年度分は正しい承諾願が提出され、承諾を通知している。また、業務委託契約について令和5年2月3日に所長が講師を務め所内研修を行った。 今後は、業務委託契約毎に、仕様書、約定を確認するとともに、法令に基づいた手続きを行うことを徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
選挙管理 委員会事 務局	選挙管理 委員会事 務局	R -4	指摘事 項	本庁舎期日前投票所駐車場誘導業務委託の随意契約見積合せに当たり、代表者の職名を欠く無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、盛岡市随意契約見積参加者心得の認識不足によるものである。 随意契約見積合せや指名競争入札の理解を深めるため、事務局内で契約事務に関する研修を実施した。 今後は、選挙執行体制への移行時に、改めて応援・併任職員を含めて契約事務に関する研修を実施するほか、複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。
選挙管理 委員会事 務局	選挙管理 委員会事 務局	R -4	指摘事 項	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るポスター掲示場設置及び撤去業務委託(第1工区)において、加入することとなっている賠償保険の補償内容が、仕様書の内容を満たしていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、仕様書で示した賠償保険の加入状況について、契約後に確認を行っていなかったことによるものである。 契約における仕様書や約定等の理解を深めるため、事務局内で契約事務に関する研修を実施した。 今後は、仕様書や約定等で示した事項の確認を徹底するとともに、選挙執行体制への移行時に、改めて応援・併任職員を含めて契約事務に関する研修を実施するほか、複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。